第543回(令和5年度第6回)鳥取地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和6年3月15日(金)16時00分~16時50分
- 2 場所 白兎会館 2階うぐいす・せきれいの間
- 3 出席者

【委 員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員、道前委員 労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員 使用者代表委員 西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長 片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

- (1) 令和5年度最低賃金の改正決定状況等について
- (2) 鳥取県特定(産業別)最低賃金の改正に関する意向表明について
- (3) 令和6年度鳥取地方最低賃金審議等について
- (4) その他

ア 令和6年度事業場視察の実施について イ その他

5 資料目次

- (1) 令和5年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績
- (2) 年度別最低賃金改正一覧表
- (3) 令和5年度 地域別最低賃金 改定状況
- (4) 令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況
- (5) 特定(産業別)最低賃金に関する意向表明について
- (6) 令和6年度における特定(産業別)最低賃金の改正に関する意向表明について

- (7) 特定(産業別)最低賃金の廃止に関する意向表明について
- (8) 意向表明時点における特定(産業別)最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (9) 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- (10) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績
- (11) 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、第543回鳥取県最低賃金審議会を開催いたします。本 日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

審議に入ります前に本審議会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況ですが、使用者を代表する北村委員が欠席です。現時点で、委員15名のうち、14名が出席されており、成立要件である全委員の3分の2以上の出席がありますので、成立要件を満たしていることを報告いたします。

また、本日の審議会は公開の取扱いですので、公示により募集しましたが、傍聴の申 込みはありませんでした。

それでは、これ以降の審議会の進行を佐藤会長にお願いいたします。

○佐藤会長 こんにちは。それでは、次第に従って進めていきたいと思います。

議事の1番目です。令和5年度最低賃金の改正決定状況等について、事務局の説明を お願いいたします。

「資料説明]

- ○佐藤会長 はい、ありがとうございます。では、質問等ありましたらお願い致します。 (なし)
- ○佐藤会長 では続きまして、議事の2番目です。鳥取県特定(産業別)最低賃金に関する意向表明について、事務局から説明をお願いします。
- ○片山賃金室長 特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができると定められています。

この申出につきましては、例年、概ね7月をめどにお願いをしてきているところですが、改正の申出が予定されているものにつきましては、その申出に沿った形で最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。そのため、年度内をめどに、労使各側から改

正等の申出の意向の有無を確認させていただき、これを受け、新年度の調査の準備をさせていただいているところです。本日の審議会におきまして、現在の特定最低賃金の改正、 廃止、さらに特定最低賃金の新設についての申出の意向の把握を行わせていただきたいと 思います。

なお、既に局長に対して文書による意向表明が3件行われておりますので、御報告させていただきます。

資料ナンバー5を御覧ください。本年2月9日に、労働者を代表する者として、電機連合鳥取地域協議会議長から、鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。

続きまして、資料のナンバー6を御覧ください。本年2月9日に、同じく労働者を代表する者として、UAゼンセン鳥取県支部支部長から、鳥取労働局長に対し、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。

続いて、資料ナンバー7を御覧ください。本年3月1日に使用者を代表する者として、一般社団法人鳥取県経営者協会会長から、鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の廃止に関する申出の意向表明がございました。

以上、特定最低賃金の改正、廃止、新設についての申出の意向確認と、現在までに、 鳥取労働局長宛てに行われました意向表明について御説明させていただきました。

○佐藤会長 ありがとうございます。説明をしていただいたとおり、資料の5番目、6番目、7番目のような意向表明が出ておりますが、この件につきまして、御意見を伺えたらと思いますが、まず、5と7は同じ特定最低賃金のものになりますので、6の各種商品小売業最低賃金の改正の申出について、何かありますでしょうか。御意見等がありましたらお願いします。

○北畑委員 こちらの資料6のとおり、今年度につきましても、意向表明を出させていただきました。

冒頭にありますが、この特定最低賃金の各種商品小売業に関わるパートタイマーについて、私たちの組織で集約した昨日の14日、10時時点の賃上げ状況について少し紹介をさせていただきたいと思います。

私の所属するUAゼンセンは、小売や外食産業を組織化している団体です。組合員数

約185万人のうち、パート契約者で6割を占める組織になっています。昨日の結果でありますが、昇給などを含めて一人当たりの賃上げ率は6.45%、時給にして70.8円相当の引上げがありました。昨年の2023年は5.9%でしたので、昨年を上回った結果になっています。ちなみに、正社員は5.91%で、この数字も過去最高の引上げといったものです。パートの賃上げ率が正社員を上回るのは2017年以降8年連続です。このことから就業形態による格差の解消が近年進んでいることが読み取れます。

さて、各種商品小売業の特定最低賃金ですが、昨年7年ぶりに改正されました。今年度につきましても、最低賃金の改正の申し入れの意向をさせていただきたいと思います。 公・労・使にて、あるべき賃金水準について建設的な審議ができるようお願いします。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。各種商品小売業最低賃金について、改正の意向表明 が出ていますがこのことについて使用者側の方で何か御意見はありますでしょうか。
- ○西本委員 ありません。
- ○佐藤会長 では、次は鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金ですが、こちらは改正に関する意向表明と廃止に関する意向表明 の、両方が出ていますので、まず、廃止に関する意向表明について御意見を頂きたいと思います。使用者側からお願いします。
- ○西本委員 電気機械器具製造業を営む使用者からの意向を受けて廃止の申出を行いました。労働者側は、電機連合が中心になって意向表明されるのですが、使用者側は鳥取県内でこの産業を取りまとめる団体がありませんので、使用者団体である経営者協会が、会長名で出させていただきました。

この電子デバイスにつきましては、専門部会の協議の中で、この特定最低賃金の意味がもう失われているのではないかという話が、常に出ていましたので、廃止の意向表明を出して、申出を行うこととしました。今後の審議において申出が可決され廃止となるか、若しくは、否決されたならばその話は専門部会ではもうしないということがルールではないかと思います。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。では改正に関する意向表明も出ておりますので、こ ちらについてお願いします。
- ○河村委員 毎年この電機関係の特定最低賃金の改正の意向表明をさせていただいております。

先ほど、北畑委員の方からも春闘の状況ということで、御報告がありましたが、昨日、

電機関係は大手の回答がございました。要求1万3000円のベースアップ、賃金改善に対して、ほぼ満額回答というような状況になっております。一方で、鳥取のこの地方の中小企業ということで、我々の傘下の労組の状況としてはまだ回答が出ている状況ではございませんが、大手との格差改善に努めていくという方針も出しておりますので、大手並みの回答が出てくるであろうと想像しております。

ただ、一方で、やはり価格転嫁がなかなか進んでない状況もありますので、非常に厳 しい企業もあるのだろうとは思っています。それに対しては、環境改善ということでの取 組はやっていきたいと思っております。

概ね、3分の1の確保ができるであろうということで、この度も改正の意向表明をさせていただいたということです。以上です。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、意向表明が提出されております2業種の 特定最低賃金の、今後の予定等について事務局から説明をお願いします。
- ○片山賃金室長 今般、令和6年度の特定最低賃金の改正又は廃止の申出の意向表明をいただいたところです。

資料ナンバー8を御覧ください。この意向表明のありました2業種の令和6年度の改正又は廃止の申出で使用していただく、適用労働者数と適用使用者数をお示しています。 括弧内の数値は昨年度の数値となっています。御覧いただいている適用労働者数、それから適用使用者数について説明します。

まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる経済センサスの最新の結果に基づくこととされておりまして、本省の指示により、平成28年経済センサス活動調査結果の最新の令和3年次フレームを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数を補正しています。適用労働者数については、労働者数から、適用除外労働者数を除いた人数となります。適用除外の人数については、令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果より算出した適用除外率を持って推計したもので、適用除外者数の推計値として算出し、それを除いた数値を適用労働者数としています。

次に、各種商品小売業については、労働者数は、全数調査を行っていますので、適用除外労働者数は、電機と同様に令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果により算出した適用除外率をもって推計した適用除外労働者数を控除して、適用労働者数を更新しています。この適用労働者数については、令和6年度特定最低賃金の改正の申出に当たっての

要件を判断する基準となりますので、よろしくお願いします。

今後の予定ですが、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、改正と廃止の意向表明がございましたが、令和6年度の審議に係る作業としまして、二つの特定最低賃金について、最低賃金に関する基礎調査等の所要の手続きを進めさせていただきます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、ただ今の説明に何か御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 改正及び廃止の必要性の有無などの具体的な審議は、申出書の提出後に進めていくことを本日確認させていただきたいと思います。

なお、特定最低賃金は関係労使の合意が基本となっていますので、その趣旨等を関係 労使の当事者が了知しておくことが、この後の円滑な審議にとって重要となりますので、 関係労使当事者間の意思疎通を図っていただくようにお願いしたいと思います。

では、議事の3番目です。令和6年度の鳥取地方最低賃金審議会等について説明をお 願いします。

○片山賃金室長 資料ナンバー9に令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表が、厚生労働省から示されています。まずは、25ページを見ていただきたいと思います。令和6年度の鳥取県最低賃金につきまして、最短効力発生予定日一覧表には日程の関係から発効欄に10月1日がございませんが、8月5日までに指定日発効として答申をいただきますと、10月1日火曜日の発効が可能となります。

それから、特定最低賃金についてですが、例えば年内発効の12月29日発効ということでいたしますと、10月31日木曜日までに、答申の決議を頂くことが必要となります。以上です。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。では、ただ今の事務局からの説明について何か御質 問等ありますでしょうか。
- ○西本委員 今年度は10月5日だったと思いますが、令和6年度も同じ日で発効すると、 答申日はいつになりますか。
- ○片山賃金室長 10月5日発効ですと、8月9日金曜日に答申をいただきますと、令和6年度も令和5年度と同じ発効日となります。
- ○西本委員 昨年は島根県が鳥取県の日程より一日遅れて結審したという記憶があります

ので、来年度はその辺を考慮に入れて審議したいと思います。終わってみたら、島根と差が縮まっていないということが、非常に気になっているところであり、少しでも、1円でも2円でも縮めたいというようなところがございますので、柔軟に御審議いただけたらと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。その他ありますでしょうか。よろしいですか。 それでは、議事の4番目です。その他になりますが、令和6年度の事業場視察につい

て事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 事業場視察について御説明します。資料ナンバー10には、平成29年度以降の事業場視察実績を示しています。このうち令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして実施をしておりませんが、令和4年度及び令和5年度は出席人数を公・労・使の代表者3名と事務局3名の6名に絞りまして実施しております。

令和5年度は34ページにありますとおり、株式会社エスマートのエスマート鳥取南 I C店の視察を行い、事業概要や視察内容、最低賃金制度に対する御意見を第538回鳥 取地方最低賃金審議会で御報告させていただきました。

事業場視察については令和6年度も実施予定として検討させていただければと考えておりますので、希望の業種、また、実施の時期などについて御意見を伺いたいと思います。念のため日程の方を説明いたしますと、平成29年度は午前中に視察を行い、その日の午後に本審と第1回目の専門部会を開催しています。それから、平成30年度と令和元年度については、鳥取県最低賃金の諮問を行う審議会、これは第1回目の本審ということになりますが、この1回目の本審において、事業所視察についてお諮りし、決定していただいた後に、事業場視察を行った後、目安伝達を行う第2回目の審議会において御報告するというスケジュールでした。

令和4年度及び令和5年度については、事前に全委員に御了承を頂いた上で第1回の本審の前にこの事業場視策を実施し、第1回目の本審において御報告するというスケジュールで行いました。

ここ数年の事業場視察は公・労・使代表委員3名による視察を行っていますが、令和6年度についても同様の方法で実施させていただければと考えておりますので、御検討をお願いします。

○佐藤会長 ありがとうございます。事業場視察について、何か御意見等はありますか。

○河村委員 事業場視察は、近年は公・労・使の代表委員ということで実施をしています

が、できましたら、皆さんの日程等もありますが、実態を把握するという意味では、委員 全員が参加して視察するというのは非常に有意義なことではないかと思います。大勢で訪 れると、視察先の企業の負担になる可能性もありますが、ただ、実態を把握した上できっ ちりとした審議をするということでは、基本的には全員で視察させていただくということ の方向でお願いをしたいと思います。あと、審議等の日程は、事業場視察の方が、日程は 先行して調整をするということになると思いますが、中央最低賃金審議会の審議状況等も 影響してきますので、タイミングが合えば、同日に審議会も開催してもいいのではないか と思っています。以上です。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。この件について事務局の方で御回答お願いします。
- ○片山賃金室長 ただ今御意見をいただきまして、全員での事業場視察の実施について調整を図っていきたいと思います。

視察の時期については、今年度と同じように1回目本審の前に実施させていただくと いうことでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ○片山賃金室長 では、もう一度確認させていただきます。実施時期は第1回本審の前に 実施ということで、全員参加できる日程を調整させていただき実施させていただければと 思います。
- ○佐藤会長 何か希望等がありましたら、今受け賜りますが、具体的にこんなところに行ってみたいというのがありましたらお願いしたいと思います。
- ○西本委員 パートの方がたくさん働いておられるような事業場がいいと思います。
- ○佐藤会長 ありがとうございます。あとは特にはありませんか。

決定とか細かい点については、事務局の方に一任ということでよろしいでしょうか。 (異議なし)

- ○佐藤会長 では、次にその他ですが、事務局の方から何か御用意ありますでしょうか。
- ○片山賃金室長 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて御説明いたします。資料ナンバー11を御覧ください。令和5年6月に日本標準産業分類の改定が告示され、令和6年4月1日から施行されることとなっています。

この産業分類改定の対象となっている各種商品小売業最低賃金ですが、現行の特定最低賃金は令和6年4月1日以降についても現行の産業である百貨店、総合スーパー及びその他各種商品小売業が適用対象となります。

令和6年度の各種商品小売業最低賃金の審議につきましては、今後の申出により対応 方法が異なることとなります。

具体的には、現行の適用対象業種であります百貨店、総合スーパー及びその他の各種商品小売業の範囲を変更しない場合は、現行の特定最低賃金の改正として、申出いただくことになります。一方、新しい業種、これはコンビニエンスストアやホームセンターなどになりますが、これらを加える場合は新設の特定最低賃金として申出いただくことになります。

改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種等の 範囲の表示は、35ページの右下にある表のとおりです。

なお、36ページには、改正として取扱う場合の手順として示しておりますので、これは参考までに御覧いただければと思います。以上です。

- ○佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の説明について質問等ありますでしょうか。 影響が出てくるのは、各種商品小売業の最低賃金にかかってくるかと思いますが、何 かこの件について北畑委員ありますか。
- ○北畑委員 事務局からこの説明を伺いまして、今現在、当該労組のところと多少ヒアリング、意見交換をしているところです。加えまして、私どもでも、他県の状況が、どのような形で動いているかということを、今現在、聞き取り調査をしているところですので、そのあたりのところを踏まえまして、改めてその意向を固めていきたいといった状況です。
- ○佐藤会長 ありがとうございます。この点について使用者側は何かありますか。
- ○西本委員 私はありません。
- ○佐藤会長 それでは、そのほか本日の内容をとおして、改めて質問等ありましたらお願いします。

(なし)

- ○佐藤会長では、事務局の方からお願いします。
- 〇片山賃金室長 それでは、本年度最後の審議に当たり、鳥取労働局長から御挨拶を申し上げます。
- ○平川労働局長 本年度最後の鳥取地方最低賃金審議会ということでございますので、一 言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

佐藤会長をはじめ、公・労・使各委員の皆様方には、今年度の最低賃金の審議に当た

りまして、相当なお時間とお手間をいただきました。本当にありがとうございました。

本年度を振り返ってまいりますと、地域別最低賃金につきましては中央最低賃金審議会の目安額が過去最高額となる中で、さらにランク区分の見直しもございましたし、それから、地域間格差の是正といったようなテーマもございまして、考慮すべき事項が多岐にわたった審議でした。長時間に及ぶ審議でしたが、この審議の結果46円の引上げということで答申をいただいたところです。

また、特定最低賃金につきましても、それぞれの立場から、真摯に、丁寧に御審議いただきまして、各専門部会におきまして、全会一致ということで、答申をいただきました。 改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、答申に当たりまして、政府ですとか、中央最低賃金審議会に対する要望事項といたしまして、例えば中小企業への支援の拡充ですとか、あるいは中期的な工程を示してほしいといったこと、それから、全国地方最低賃金審議会会長会議というものの御提案をいただきました。非常に意義深い御提案、御要望だったと思っています。私どもから厚生労働省の本省の方に、こちらは伝えまして、今検討をお願いしているという状況でございます。

また、春季労使交渉、春闘の方ですが、13日水曜日が集中回答日でしたが、満額回答あるいは満額を上回る回答というような企業が多かったということです。連合の集計が多分もう今の時間だと第1回集計が出ているのかと思いますが、かなり高い水準だったということです。また、水曜日には政労使会議が中央でありまして、報道等で御承知のことかと思いますが、岸田総理からは最低賃金に関して、2030年代半ばまでに1,500円を目指すという目標が以前、総理からありましたが、それについて、より早く達成できるように努めていきたいというような発言もございました。

現在までのこの春闘の回答、妥結状況ですけれども、昨年を大きく上回る水準ということですが、これは今のところ大手企業が中心の妥結の状況となっています。鳥取労働局といたしましては、引き続き、中小企業において賃上げが進むような環境整備、中小企業の生産性向上に向けた支援ですとか、あるいは最低賃金制度の適切な運営に取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりましたが、労働局の行政運営に、引き続き御協力を頂きますようにお願いを申し上げまして、今年度最後の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- ○佐藤委員 では、他の委員から何かありますか。 (なし)
- ○佐藤委員 では、本日予定されていた審議内容はこれで終了となります。

令和5年度の最後の審議会となりますので、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。今年度も、非常に難しい審議に協力をしていただきありがとうございました。結果的にはいいところに落ち着いたのではないかというふうには感じているところです。

任期はまだ皆さん1年残していらっしゃいますので、引き続き令和6年度の審議も今 局長からもお話があったように、目安の予想がつかなくなってきておりますので、また難 しい審議になるかと思いますが、引き続き御協力を賜われればと思います。今後ともよろ しくお願いします。

それでは、これで本日の審議会を閉会させていただきたいと思います。